



新勤評反対訴訟団ニュース 第28号

09年 7月 08日
新勤評反対訴訟団
事務局

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目
3-3 星光ビル1階
連絡先：06-6311-1250

新勤評反対訴訟 控訴審第2回法廷に大きな結集を！

控訴審第2回法廷

期日：2009年 7月23日（木）午後4時開廷

大阪地裁・高裁 202号法廷

集合：午後3時30分 大阪地裁・高裁 1階 ロビー

第2回法廷報告集会

日時：2009年 7月23日（木）午後4時30分～5時30分

場所：エルおおさか 709号室（地下鉄 天満橋下車）

第3回法廷 9月8日（火）午後4時開廷（予定）大阪地裁・高裁 202号法廷
（地下鉄・京阪 淀屋橋駅または北浜駅下車）

大阪地裁判決に鋭く切り込む控訴理由書

控訴審に私たちは、どういった論をたてているのか

大阪高裁に提出した控訴理由書の内容、その主張の主要点についてはニュースでも折に触れ紹介してきましたが、ここで改めてその概要及び主張点をお伝えしたいと思います。これらをもって私たち新勤評訴訟団は大阪高裁での闘いを進めています。

控訴理由書は、三部の構成から成り立っています。第一は、本件システムの概要とその問題点の確認。第二に、原判決の事実誤認について、第三が主要な主張点である本件システムの違法性についてです。

本件システムの概要と問題点の確認

この部分では、地裁判決（原判決）が、本件システムの目的である「資質能力の向上、学校教育の活性化」は有用であり、それを目的として導入する必要性は高く、システムの内容は合理的、としたのに対して、本件システムが教育長から校長、教員のトップダウン方式を可能とするシステムであり、誤った目標管理システムと成果主義が教員の協働性を弱め、子どもをダシに使う傾向を強め、そ

の結果、一人ひとりの子どもの現実に対応した教育を行うことを不可能にする、という論点から始めています。その後、「根拠法規と導入過程に対する判断」「本件システムの理解」に関する原判決の判断を批判した後、成果を上げた者に報いることで活性化をはかる、とする原判決を批判していません。すなわち、実際には教職員の大半に対して賃金抑制を行い、意欲を失わせることを糊塗し、自己申告票を提出しない者に対しては意図的に強烈的な経済的不利益を与える制度設計を行うことで、いわば「賃金による脅し」で強制的に提出させようとしている、「昇給の取扱いに関する要領」、勤勉手当の「要領」いずれも府教委事務局の一部局が出した文書（法律上は「通知」）であり、こうした文書が巨大な不利益を科する給与制度の法的根拠になり得ず、控訴人らに不利益を課す部分は法形式的効力の点からも無効、と批判しています。

原判決の事実誤認について

ここでは、原判決が、「教職員の評価・育成システム評価結果の給与反映についての基本的考え方」により、府教委は自己申告票に提出義務はあると考えているとするのに対して、府教委が自己申告票提出は義務と言ってこなかったことを明らかにし、原判決が「学校教育目標」は、教職員や地域の保護者等の意見も踏まえて作成されるとしているのに対し、それらの事実がないことを暴露し、本件システムが教職員の資質向上及び学校の活性化という観点から有用ではなく、府教委がトップダウン型の目標管理システムを導入したのは、教職員管理のための導入という他なく、評価は不合理で矛盾しており、苦情審査会が第三者性等の苦情審査の要件を満たさず、給与反映は評価育成の目的に反し、給与反映の事実認定と結論に誤りがあること、を論じています。

本件システムの違法性

控訴理由書の白眉といえる部分です。ここで、本件システムが 憲法 23 条、 憲法 26 条、 教育基本法 16 条、 学校教育法 37 条 4 項、 ILO コネスコ 勧告、それぞれに違反していることを示しています。なかでも重要なのは、 に関わるものであり、第一準備書面でも強調している以下の議論です。

自己申告票記載の教育が、子どもの自由権を侵害せぬか、厳しい違憲審査が必要だ

子どもの学習権には、「社会権的側面」と「自由権的側面（思想良心の自由、学問の自由、信教の自由等国家から制約や強制を受けずに、自由にものを考え、人格を形成することができる権利。）」の両方があります。子どもは、学習権を侵害する行為や学習権と無関係な行為を義務づけようとする行為に対してそれを排除する権利を持っています。自己申告票に記載される目標に基づく教育が、子どもの内心や人格形成にかかわるものであれば、それ自体が子どもの自由権的側面を制約することになります。また、本件システムは、「勤務評定」制度にとどまるものではなく、子どもの学習権を制約するものかどうかという問題として捉えなければなりません。私たちは、本件システムによって、現実に、また近い将来において、子どもの学習権の制約の有無が問題になるときに、「公権力に裁量権がある」との理由で本件が合法化されるのを許せません。「他にそれに変わる手段がない」かどうかを厳格に審査する基準（LRA 基準）に従って合憲か違憲かの判断がなされるべきです。学校教育目標を定め、自己申告票の提出義務を課す本件システムの目的が、「子どもの学習権等には直接かかわりのない一定の正当な利益を追求している点で十分に重要なもの」として是認でき（立法目的の正当性）、かつ、当該目的を達成できる他のより制限的でない手段がないといえなければ（手段の相当性）、本件システムは子どもの学習権を制約するものとして違憲であるというべきです。

被告・大阪府によって、子どもの学習権を侵害せぬことの立証がない限り違憲である

教員は、教室で公教育をほどこす公権力の末端を担う者として子どもに相對します。しかし、一方で教員は子どもの学習権を制約しようとする公権力に相對することができる者でもあります。したが

って、学校や教室において、子どもの学習権の自由権側面が公権力から侵害されることを防止することができるのは教員以外にありません。教員は、子どもの学習権の自由権的側面を侵害する教育を行ってはならない義務があると同時に、これを侵害する行為の遂行を拒否する義務を負っているというべきです。公権力との関係でみると、教員のこの義務こそ、「教授の自由」ということになります。

提出を義務づけられた「自己申告票」に記載される目標に基づく教育が、子どもの内心や人格形成にかかわるものであれば、それ自体子どもの学習権の自由権的側面を制約することになります。原判決は、原告の側に「公権力の裁量権を逸脱して違憲・違法である」ことの立証責任を課しました。しかし、被告・大阪府にこそ、本件システムによって子どもの学習権の自由権的側面を制約しないことの立証、及びそれに変わるより制約的でないシステムが存在しないことの立証を行う責任があるというべきです。そのような主張立証がない場合、自己申告票の提出義務を課す本件システムは、子どもの学習権を侵害するものとして違憲であるというべきです。

控訴理由書は以上のようなことを述べています。控訴理由書に興味を持たれた方は新勤評訴訟団事務局にお問い合わせるか、訴訟団HPからダウンロードして入手下さい。

第一回控訴審意見陳述から

上からの目標設定は子どもの学ぶ権利を侵害する

原告Y（高校教員）

一審判決は教育の現場に全く目を向けませんでした。しかし、最大の問題は評価・育成システムが学校現場で教員の教育の自由を侵害し、子どもの学ぶ権利を侵害することです。この点について自分の経験から意見陳述をしました。

私のクラスでは昨年度3人の生徒が不登校気味になりました。一人は夏休み明けにストレスが蓄積して、学校に行きたくないと感じが爆発しました。ようやく落ち着いたら今度はみんなのいる教室に入れなくなりました。11月にはこの生徒を一番親身になって支えてきた別の生徒が自分自身の問題で悩み込み不登校気味になりました。3学期にさらに一人の生徒が進路について悩み、それが原因で学校に来る意欲が低下させ、休みがちになります

こういった問題に担任として生徒を支援するのが私たちの仕事です。生徒の状態が深刻だと判断すれば、他の仕事を放り出してでも対処することが必要です。私たちの仕事は、生徒と直接接し、彼らに最も必要で適切なことは何かを判断をしながら、それに応じて決まるのです。

ところが、評価・育成システムは校長が設定した目標に合わせて自分の目標を設定することを要求します。校長の学校経営方針に沿って目標を設定することは、必然的に生徒の現実を離れて勝手な目標を立てることになります。なぜならクラスの生徒は毎年毎年変わりますし、その状況も刻々変わっていくからです。今何を柱にすべきかは、現実には生徒と向き合っていく中でしか答が出せません。それを目標を初めから決めさせ、そのために努力させ、結果で給与も手当も決めるという評価・育成システムは子どもへの対応をゆがめ、教育活動の中に非常な無理を押しつける制度です。

私がかもしも「今年は3年生の講習に力を入れる。参加者を増やし、回数も増やす」などの目標

を設定していたら、上で述べた私のクラスの子どもたちはどうなったでしょうか。そんな目標にこだわっている時じゃない、いまこの生徒の悩みにつきあって支えることがおまえの仕事だという教員としての良心の声と、そんなことをしたら目標が達成できないじゃないか、生活のために目標達成を優先すべきだという声が真正面から対立します。教員に目標達成を要求する圧力は、明らかに一人ひとりの生徒の状況に応じた教育を行っていくことに反しているのです。さらに、システムは、教職員をバラバラに分断して競争させ、教員集団の力を弱めることでも生徒の学ぶ権利を侵害しています。

☆投稿 大阪府高等学校教職員組合（高教組）定期大会前後

高教組（日教組系）定期大会（6月7日）の討論では、発言者31名のうち10名が「評価育成システム」問題を正面から取りあげ、いま学校現場・教職員が直面する状況の中心的問題がどこにあるのかが明瞭に示されました。

「評価育成システム」がどれほど深刻な影響を教育現場にもたらしているか、そして、多くの人たちが、それを何とかしなければと思っていることがあらためて確かめられたように思います。

（a）「『大阪の教育力』向上プラン」等橋下府政下で進められている教育政策の現実化のために「評価育成システム」が活用されていることに注意を喚起し、（b）「システム」が実施されている中で生じている問題を集約し大衆的な討議にかけること、（c）評価の給与反映を直ちに止めさせる交渉の強化、（d）「システム」に抵抗する多様な取り組みへの支援、（e）GEART中間報告、大阪府弁護士会勧告の活用、を呼びかける修正案（訴訟団メンバーを含む多数による共同提案）も、この問題に集中的にかかわるものでした。

今年度から府立学校に実施される「学校評価報告」との関連の指摘が注目されます。「学校評価報告」の記入例には、「補習でテストの点を5点あげる」「『あいさつ運動』であいさつする生徒がこれだけ増えた」等、数値目標化された「販売ノルマ」のような記述が挙げられています。

「学校評価報告」という府教委 - 校長の応答関係と「評価育成システム」という校長 - 教職員の応答関係の連鎖は、新勤評訴訟が明らかにしてきた「校長の定める『学校の目標設定』に沿って『教職員の目標設定』が行われる」ことがどのように展開しているのかをはっきり示しています。

このシステムは単に不快で不当なものであるだけでなく、橋下 - 府教委が推進しようとする教育政策との関連において、明確な方向を持って機能しようとしていることを見据えなければなりません。

このような現状認識を背景に、今回の討論では、「『自己申告票』不提出でたたかう原告団への支援」にとどまらない、「提出を余儀なくされている多数の教職員の思いをうけとめるたたかい」「様々な形の抵抗を結合するたたかい」等、新たな観点から運動論的提起がなされました。

それは、「信念を表明するたたかい」から「私たちが葛藤を強いられている現場での横断的な動きを作るたたかい」へ、戦線の深化・拡大の呼びかけと言い換えられるかも知れません。訴訟団においてもこの点をめぐっての論議が交わされることを期待するものです。原告 H（高教組）

カンパのお願い

「訴訟団ニュース」をお読み下さりありがとうございます。ニュースを1号発行するにあたって20万円近くかかり、訴訟団の会計は、火の車の状況にあります。「会員」以外の皆さんからも、カンパのご協力をお願いします。」 振り込み用紙で下記までお振り込み下さい。

郵便振り込み番号 00950 - 0 - 252496 加入者名 評価育成システムに反対する会